

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年12月13日（平成28年（行個）諮問第178号）

答申日：平成29年2月9日（平成28年度（行個）答申第171号）

事件名：本人が特定刑事施設の長に提出した「特別面会の許可申し入れ書」等の取扱いが分かる文書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が郵送で特定刑事施設の長に提出した「特定年月日付け特別面会の許可申し入れ書」及び「82円切手を貼付した返信用の封筒」が特定刑事施設において、どのように取り扱われたのかがわかる文書及び関連する全文書」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「開示請求者本人が特定刑事施設の長宛てに提出した「特別面会の許可申し入れ書」（特定刑事施設）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月24日付け東管発第4278号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示された保有個人情報を見たところ、私が特定刑事施設に送付した特別面会の許可申し入れ書について、部長、首席、次席、統括、外括という5人の特定刑事施設職員が「別途決裁」した文書が存在するはずですが、この文書が開示されていません。

この文書も開示すべきです。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、保有個人情報開示請求書により開示請求した、「私が郵送で特定刑事施設の長に提出した「特定年月日付け特別面会の許可申し入れ書」及び「82円切手を貼付した返信用

の封筒」が特定刑事施設において、どのように取り扱われたのかがわかる文書及び関連する全文書」について、処分庁は、「開示請求者本人が特定刑事施設の長宛てに提出した「特別面会の許可申し入れ書」」（特定刑事施設）（本件対象保有個人情報）を特定し、平成28年10月24日付け保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、対象保有個人情報の特定の可否を理由として、本件決定の取消しを求めるとともに、対象保有個人情報を更に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、本件決定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、審査請求書において、「開示された保有個人情報を見たところ、私が特定刑事施設に送付した特別面会の許可申し入れ書について、（略）特定刑事施設職員が「別途決裁」した文書が存在するはずですが、この文書が開示されていません。この文書も開示すべきです。」と主張する。

一般的に、行政機関においては、本件のような申入れに関して、回答文書等のその対応に係る行政文書を作成することが考えられるものの、当該申し入れ書には、審査請求人が、特定刑事施設の長に対し、特定刑事施設に收容されている特定個人との面会を許可するよう求める旨が記載されており、これに対する回答文書等については、特定個人が特定刑事施設に收容されていることを前提として作成することとなることから、本件申入れについては特段の回答文書等を作成することなく、当該申し入れ書を受理するにとどめることとし、文書の発受を担当する部署において決裁を徴したものであるが、執務参考情報として、被收容者の外部交通を担当する部署の関係職員に対し、当該申し入れ書の写しを交付したことから、「別途決裁済」として記載したものであり、また、当該写しを交付された関係職員は、その内容を確認した後、個々に当該写しを廃棄しており、本件開示請求の時点において、他に行政文書が作成・保有されていないことについて不自然、不合理な点はなく、本件対象保有個人情報の特定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年12月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月20日 | 審議 |
| ④ 同年2月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「私が郵送で特定刑事施設の長に提出した「特定年月日付け特別面会の許可申し入れ書」及び「82円切手を貼付した返信用の封筒」が特定刑事施設において、どのように取り扱われたのかがわかる文書及び関連する全文書」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、「開示請求者本人が特定刑事施設の長宛てに提出した「特別面会の許可申し入れ書」」（特定刑事施設）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条5号及び7号に該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報を見たところ、本件対象保有個人情報が記録された文書以外に「別途決裁」した文書が存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、当該申入れ書に記載された「別途決裁済」について諮問庁に確認させたところ、特定刑事施設においては、慣行として、文書を受領した際、文書の発受を担当する部署で決裁を徴し、その内容に応じて、関係すると思料される部署の職員にその写しを交付しているところ、関係部署の職員に写しを交付済みであることの表記として、「別途決裁済」と記載しているものであり、当該申入れ書についても、文書の発受を担当する部署において決裁を徴するに当たって、被収容者の外部交通を担当する部署の関係職員に対して当該申入れ書の写しを交付しており、当該関係職員に写しを交付済みであるとの意味合いで記載したものであるとのことであり、特定刑事施設におけるこのような取扱いそれ自体が不自然、不合理であるとまでは認められない。
- (2) また、諮問庁の説明によると、当該申入れ書の写しを交付された関係職員は、その内容を確認した後、個々に当該写しを廃棄しているとのことであるところ、これは、保存期間が業務の処理上1年未満の文書として廃棄したものであるとのことである。

そこで、当審査会において、諮問庁から特定刑事施設における標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、当該写しは当該標準文書保存期間基準の「上記に掲げられていない事項のうち、法（注：公文書等の管理に関する法律を指す。）第2条第6項の歴史公文書等に当たらないもの」に該当し、その保存期間は、「事務処理上必要な1年未満の期間」と定められていると認められることから、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- (3) さらに、念のため、当審査会事務局職員をして、諮問庁に文書の探索

の範囲と方法を確認させたところ、特定刑事施設の担当部署及び関係する部署の執務室の書類棚、パソコンの共有フォルダ、文書庫を探索したが、本件対象保有個人情報以外に本件開示請求の対象となる保有個人情報はなかったとのことであり、文書の探索の範囲及び方法に問題はないと認められる。

(4) したがって、東京矯正管区において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象となる保有個人情報が記録された文書を作成・保有していない旨の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、東京矯正管区において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史